

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定による。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

記

1 訴えの目的

立川市営住宅の明渡請求

2 訴えの方法

弁護士を訴訟代理人とする訴え

3 訴えの相手方

元立川市営住宅入居者C

4 事件の概要及び処理方針

上記元立川市営住宅入居者C（以下「C」という。）は、平成3年7月1日より立川市営住宅に入居した（以下、Cが入居した住宅を「本件住宅」という。）。Cは平成23年9月分から本件住宅に係る使用料の滞納が常態化し、平成25年7月分までの滞納月数は17箇月、滞納額は計637,200円となった。これまでに、延べ4回に渡り使用料の支払いを促してきたが、平成25年7月31日に家財道具等を放置したまま無断で市営住宅を退去した。退去後も支払義務を履行しないまま今日に至っており、家財道具等もそのまま室内に残置してある状態が継続している。

令和7年2月26日に、「督促状」を配達証明郵便にて送付し、問題解決のために納付相談を提案するとともに、訴訟提起の予告を通知した。さらに、令和7年5月28日には「使用許可取消通知書」を内容証明郵便及び特定記録郵便にて送付し、令和7年6月11日までに滞納使用料の支払いがない場合は、立川市営住宅条例（平成9年立川市条例第35号）第40条第1項第2号の定めに基づき、本件住宅の使用を取り消す旨の通知をしているが、Cからは何ら連絡がない状況が続いている。

よって、立川市は、Cに対し、本件住宅の明渡しを求めて訴えを提起するものである。

なお、訴えの提起の後において、上記訴えの目的を達成するため特に必要があ

る場合には、訴えの変更又は訴訟上の和解をすることができるものとする。

